



平成 26 年 6 月 2 日

各 位

会社名 株式会社東京衡機
(旧社名 株式会社テークスグループ)
代表者名 代表取締役社長 山本 勝三
(コード番号 7719 東証第2部)
問合せ先 取締役副社長 平岡 昭一
(TEL. 042-780-1650)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、本日、第 108 期（平成 26 年 2 月期）の有価証券報告書とともに関東財務局に提出しました同期の内部統制報告書に、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社の会計監査人との平成 26 年 2 月期決算監査に関する協議の過程で、平成 21 年 2 月期以降の財務報告において訂正を要する事項があるとの指摘を受け、当該指摘事項を確認・精査した結果、訂正事由の存在が判明したため、過年度の会計処理等を訂正すべきであると判断し、過年度の会計処理等を訂正するとともに平成 21 年 2 月期から平成 26 年 2 月期までの有価証券報告書及び平成 24 年 2 月期から平成 26 年 2 月期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、固定資産の減損会計の適用及び関係会社株式の評価において、会計基準の理解が不十分であったこと及び会計上の見積りの客観的な実施過程を十分に保持していなかったことであります。また、連結財務諸表を作成するにあたっての体制及び手続きが不十分であったことであります。

以上のことから、当社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

当事業年度末日までに上記の開示すべき重要な不備が是正されていない理由は、訂正事項の発覚が当事業年度の期末日以降であったためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を講じ、翌事業年度以降の内部統制の整備・運用を強化し、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

- (1) 決算財務報告プロセスの見直し
- (2) 決算レビュー委員会の設置
- (3) 会計上の見積り等決算業務に関するモニタリング強化
- (4) 経理体制の拡充およびスキルアップ

4. 財務諸表等に与える影響

上記開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、決算過程及び過年度決算訂正過程にて適正に訂正しており、平成 26 年 2 月期の財務諸表及び連結財務諸表に及ぼす影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上